

様式第4号(第11条関係)

基建第1290号
令和3年12月7日

第10区区長 末吉 正夫 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

令和3年11月15日付けで提案がありました、町道本桜・城の上線沿線の階段への手摺の設置については、令和4年度に手摺の設置を行います。

2 取扱いの理由

要望箇所について、担当職員で現地確認を行いました。

当該階段は、住宅団地から町道本桜・城の上線への主要な通路になっていることに加え、たんぼぼこども園の園児の通園路としても利用されており、転倒防止のために手摺の設置を行います。